2　振替機関は、国税に関する法律に基づき税務署長に調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る。）から当該振替機関又はその下位機関の加入者（当該株式等についての権利を有する者又は当該口座管理機関の加入者に限る。以下この項において同じ。）の番号その他財務省令で定める事項（以下この項において「番号等」という。）の提供を求められたときは、政令で定めるところにより、当該調書を提出すべき者に対し、当該振替機関が保有する当該加入者の番号等を提供するものとする。

第百十三条の二第一項中「第七十四条の十三の二」を「第七十四条の七の二第三項第四号八」に改める。

第百二十七条中「含む。）」の下に「若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）」を加える。

第百二十八条第三号中「の規定」を「又は第七十四条の七の二（特定事業者等への報告の求め）の規定」に、「又は提出」を「若しくは提出又は報告」に、「提出した」を「提出し、若しくは偽りの報告をした」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「退職所得」を「退職所得等」に、「関連者等に係る利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に、「―第九十八条」を「・第九十八条」に改める。

第二条第二項第一号の二中「次号」を「第二号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の三　公益法人等　法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。

一の四　協同組合等　法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。

第二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　普通法人　法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。

第二条第二項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三　収益事業　法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

第五条の三第四項第七号ホ中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第九条の三の二第三項第二号中「資産の流動化に関する法律第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む」を「所得税法第二十四条第一項に規定する利益の配当をいう」に、「外国法人税（」を「外国法人税の額（」に、「外国法人税を」を「控除対象外国法人税の額を」に改め、「の額」を削り、同条第六項中「の支払を受ける場合」を「の支払」に改め、「を受ける場合（当該収益の分配又は上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、「（租税特別措置法」を「第百七十条（分離課税に係る所得税の税率）の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの並びに租税特別措置法」に、「ものを」を「同項に規定する利子等及び配当等を」に、「の交付」を「（第百七十条（分離課税に係る所得税の税率）の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するものを除く。）の交付」に改め、「ものとし、当該収益の分配又は上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く」と、「同項に」とあるのは「第百七十六条第三項に」を削る。

第九条の六第一項中「外国法人税（」を「外国法人税の額（」に、「外国法人税を」を「控除対象外国法人税の額を」に、「）の額は」を「）は」に、「資産の流動化に関する法律第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む」を「所得税法第二十四条第一項に規定する利益の配当をいう」に改める。

第九条の七第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十項及び第三十一項」を「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」に改める。

第九条の九第一項中「第二十八項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十条第一項中「その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五」を「当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の九」に、「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六」を「、百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

三　その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第十条第二項を次のように改める。

2　前項の青色申告書を提出する個人の平成三十二年及び平成三十三年の各年分における同項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次号に掲げる場合以外の場合　前項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二　試験研究費割合が百分の十を超える場合　前項中「（当該割合に」とあるのは「と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に」と、「、当該各号に定める」とあるのは「、当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第十条第四項中「及び平成三十一年」を「から平成三十三年まで」に、「が百分の五」を「が百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合（百分の十二に」を「、百分の十二に」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「をいう。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十二年及び平成三十三年の各年分において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次号に掲げる場合以外の場合　第三項中「の百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

二　増減試験研究費割合が百分の八を超える場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合　同項第一号中「割合（」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。